

介護保険の訪問看護をご利用される皆様へ

★医療保険で訪問看護を利用される場合と
介護保険で訪問看護を利用される場合によって説明書が異なります。
この説明書は、医療保険で訪問看護を利用される場合の説明書になります。

結の家 訪問看護 (医療保険) 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービス（医療保険）について、知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを、事業者が説明するものです。

1. 指定訪問看護事業を提供する事業者

| | |
|----------|--|
| 事業者名称 | 特定非営利活動法人 NPO 結の家 |
| 代表者氏名 | 代表 太田 清藏 |
| 所在地及び連絡先 | 〒527-0166 滋賀県東近江市愛東外町 700 番地の 1 電話番号：0749-46-1740 FAX：0749-46-8272 |
| 設立年月日 | 平成 17 年 4 月 1 日 |

2. 指定訪問看護事業を担当する事業所

| | |
|----------|---|
| 事業所名称 | 結の家訪問看護ステーション |
| 所在地及び連絡先 | 〒527-0165 滋賀県東近江市小倉町 1975 番地 2 電話番号：0749-46-2165 FAX：0749-46-8272 |
| 事業所管理者 | 辰巳 紀子 |
| 事業実施地域 | 東近江市 愛東地区、湖東地区、永源寺地区、八日市地区 |
| その他指定 | 指定居宅サービス事業者（訪問看護） 指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護） 生活保護法指定事業者 |

3. 事業の目的

疾病または負傷等を抱えながらも居宅において継続して療養可能な状態にあり、主治の医師（以下「主治医」という。）が必要と認めた者に対し、安心して療養生活を送れるための支援を行うことを目的とする。

4. 事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すものとする。

5. 事業所窓口の営業日、営業時間等

| | |
|----------|----------------------------------|
| 営業日 | 月曜日から土曜日（ただし、12月29日から1月3日までを除く。） |
| 休業日 | 日曜日、12月29日から1月3日 |
| 営業時間 | 8：30から17：30ただし土曜日は12：30まで |
| サービス提供時間 | 9：00から17：00ただし土曜日は12：00まで |

* 特別な事情により、サービスが必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。

6. 事業所の従業者体制

| 職種 ・ 職務の内容 | 員 数 |
|---|---|
| 管理者（※看護職員を兼務） 従業者に、この規程を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括します | 常勤 1人 |
| 看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。 | 常勤3人（管理者含む。） 看護師3人 非常勤6人 看護師6人 |
| 事務職員 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。 | 非常勤 1人 |

7. 指定訪問看護サービスの内容

- (1) 訪問看護計画の作成および訪問看護報告書の作成
- (2) 病状および心身の状況の観察
- (3) 入浴、清拭、洗髪等の清潔ケア
- (4) 食事、排泄などの支援
- (5) 褥瘡の予防および処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活および介護方法の指導
- (9) カテーテルなどの管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- (6) その他利用者または家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 指定訪問看護サービスの利用料と自己負担額

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、別紙「指定訪問看護サービス利用料について」のとおりです。なお、詳しく知りたい場合は、契約時に別途お見積り致します。

10. 指定サービス利用料等の請求と支払い方法

- (1) 利用料等の請求

利用料等の請求書は、実際に受けられたサービスごとに計算した利用明細書を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けします。

- (2) 利用料等の支払い

前月のサービス利用分を合計した利用料請求書を毎月 10 日前後に発行します。

請求書をご確認の上、27日までに現金、口座振込、自動振替にてお支払いください。なお、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

- ① 現金支払の場合 : 訪問時に看護師に直接渡していただくか、当ステーションの事務所へ支払いに来ていただく。
- ② 口座振込の場合 : 下記の口座へ27日までに振込んでください。なお、振込手数料は利用者負担となりますので、ご了承ください。
* 湖東信用金庫 永源寺支店 普通 0141726
* 湖東農業協同組合 愛東支所 普通 0008459
- ③ 口座自動振替 : 毎月27日(金融機関休日にあたる場合は翌営業日)に指定口座から振替させていただきます。

※口座自動振替が可能な金融機関

滋賀銀行・関西アーバン銀行・滋賀中央信用金庫・長浜信用金庫・湖東信用金庫・滋賀県信用組合・滋賀県民信用組合・近畿労働金庫・大垣共立銀行・滋賀県信用農業協同組合連合会・滋賀県内農業協同組合

1.1. サービスの提供を開始するまでの流れ

- (1) 指定訪問看護サービスの利用を希望される場合、被保険者証の記載内容を確認させていただきます。
- (2) 事業者と指定訪問看護サービスの契約を取り交わします。契約書は大切に保管してください。
- (3) 契約の締結後、看護職員は、主治医から交付された指示書および利用者やご家族のご意向などをふまえて、訪問看護計画を作成します。なお、作成した訪問看護計画は、利用者またはご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) 訪問看護計画の内容に同意をしていただきましたら、その計画に基づいてサービスが開始されます。なお、この計画は2通作成し、利用者と事業者、各自1通ずつ保有します。
- (5) サービスの提供は、看護職員が訪問看護計画に基づいて行います。

1.2. 身分証明書の携行

看護職員は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから啓示を求められた時は、いつでも提示します。

1.3. 記録の保管

- (1) 事業者は、職員ならびに設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その

サービス満了の日から2年間保管します。

- (2) 利用者は、サービスの提供に関する諸記録の閲覧および写しを請求することができます。写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

14. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、家族、救急車などへ連絡を行います。

15. 事故発生時における対応方法

利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生したときは、主治医、保険者およびご家族へ連絡を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

ただし、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

16. 個人情報の保護と秘密の保持

- (1) 事業者は、収集した利用者およびその家族の個人情報については、利用者およびその家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文書で利用者およびその家族の同意を得た上で行います。
- (2) 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3) 事業者は、利用者およびその家族の個人情報の記録を、善良な管理者の注意をもって管理し、当該記録を処分する際、第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。
- (4) 事業者は、職員が在職中に知ることのできた利用者およびその家族に関する秘密を、退職後も第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

17. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (1) 成年後見制度に関する情報提供を行います。
- (2) サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

18. 相談・苦情申立の窓口

| | |
|-------------------------------|---|
| 結の家訪問看護ステーション 担当者：辰巳 紀子 | 〒527-0165 東近江市小倉町 1975-2 電話：0749-46-2165 FAX：0749-46-8272 受付時間：8：30～17：30（土日休み） |
| 東近江市役所 福祉総合支援課 | 〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 電話：0748-24-5678 FAX：0748-24-1052 IP 電話：0505-801-5641 受付時間：平日 8：30～17：15 |
| 滋賀県東近江健康福祉事務所 | 〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22 電話：0748-22-1253 FAX0748-22-1617 受付時間：平日 8：30～17：15（土・日・祝日休み） |
| 滋賀県国民健康保険団体連合会 | 〒520-0043 大津市中央 4 丁目 5-9 電話：077-510-6605 FAX：077-510-6606 受付時間：平日 9：00～17：00 |
| 滋賀県運営適正化委員会 （あんしん・なっとく委員会） | 〒520-0072 草津市笠山 7 丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内 電話：077-567-4107 FAX：077-561-3061 受付時間：平日 9：00～17：00 |

19. 非常災害対策について

利用者の安全を第一に避難誘導を行います。また利用者の安否確認を行うとともに在宅医療器機の管理を行い体制を整えます。年に一回定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行います。非常災害等の発生の際にはその事業が継続できるよう、他の事業所との連携および協力を行う体制を構築できるよう努めます。

20. 重要事項の説明年月日

令和 年 月 日

私は、この重要事項説明書に基づき、重要事項を説明しました。

【事業者】

事業者名称 特定非営利活動法人NPO結の家
代表者氏名 代表 太田 清藏
事業所名称 結の家訪問看護ステーション

説明者氏名 辰巳 紀子 ⑩

私は、この重要事項説明書に基づいて事業者の説明を受けました。

【利用者】

住 所

氏 名

⑩

【代理人】

住 所

氏 名

⑩

(別 紙)

指定訪問看護サービス利用料（医療保険）について

1. 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

- (1) 健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、
 ア 訪問看護基本療養費（または精神科訪問看護療養費）、イ 訪問看護管理療養費、ウ 訪問看護情報提供療養費の合計額になります。

アー1 訪問看護基本療養費（1日につき）

（単位：円/回）

| 項 目 | | 利用料 | 自己負担額の目安 | | | |
|----------------|--------------------|---------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| 基本療養費 | 訪問看護基本療養費（Ⅰ） ※1 | 週3日目まで | 5,550 (5,500) | 555 (550) | 1,110 (1,100) | 1,665 (1,650) |
| | | 週4日目まで | 6,550 (6,050) | 655 (605) | 1,310 (1,210) | 1,965 (1,815) |
| | 訪問看護基本療養費（Ⅱ） ※2 | 週3日目まで | 4,300 (3,800) | 430 (380) | 860 (760) | 1,290 (1,280) |
| | | 週4日目まで | 5,300 (4,800) | 530 (480) | 1,060 (960) | 1,590 (1,440) |
| | 訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※3 | | 8,500 | 850 | 1,700 | 2,550 |
| 加算 | 難病等複数回訪問加算 ※4 | 1日に2回 | 4,500 | 450 | 900 | 1,350 |
| | | 1日に3回以上 | 8,000 | 800 | 1,600 | 2,400 |
| | 長時間訪問看護加算 ※5 | | 5,200 | 520 | 1,040 | 1,560 |
| | 緊急時訪問看護加算 | | 6,400 | 640 | 1,280 | 1,920 |
| | 乳幼児加算または幼児加算（1日） | | 1,500 | 150 | 300 | 450 |
| | 複数名訪問看護加算 ※6 | 他の看護師 | 4,300 | 430 | 860 | 1,290 |
| | | 他の准看護師 | 3,800 | 380 | 760 | 1,140 |
| 夜間・早朝訪問看護加算 ※7 | | 2,100 | 210 | 420 | 630 | |

（ ）内は准看護師が訪問した場合

※1 訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定します。
- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合
- ※5 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合
- ※6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合
- ※7 夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合

アー2 精神科訪問看護基本療養費（1日につき）

（単位：円/回）

| 項 目 | | 利用料 | 自己負担額の目安 | | | |
|---------------------|------------------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| 基本療養費 | 精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ) ※1 | 週3日目まで 30分以上 | 5,550 (5,050) | 555 (505) | 1,110 (1,010) | 1,665 (1,515) |
| | | 週3日目まで 30分未満 | 4,250 (3,870) | 425 (387) | 850 (774) | 1,275 (1,161) |
| | | 週4日目以降 30分以上 | 6,550 (6,050) | 655 (605) | 1,310 (1,210) | 1,965 (1,815) |
| | | 週4日目まで 30分未満 | 5,100 (4,720) | 510 (472) | 1,020 (944) | 1,530 (1,416) |
| | 精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) ※2 | 週3日目まで 30分以上 | 4,300 (3,800) | 430 (380) | 860 (760) | 1,290 (1,140) |
| | | 週3日目まで 30分未満 | 3,300 (2,910) | 330 (291) | 660 (582) | 990 (873) |
| | | 週4日目まで 30分以上 | 5,300 (3,800) | 530 (380) | 1,060 (960) | 1,590 (1,140) |
| | | 週4日目まで 30分未満 | 4,060 (3,670) | 406 (367) | 812 (734) | 1,218 (1,101) |
| | 精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) ※3 | | 8,500 | 850 | 1,700 | 2,550 |
| | 加算 | 長時間精神科訪問看護加算 ※4 | | 5,200 | 520 | 1,040 |
| 複数名精神科訪問看護 加算 ※5 | | 他の看護師 | 4,300 | 430 | 860 | 1,290 |
| | | 他の准看護師 | 3,800 | 380 | 760 | 1,140 |
| 夜間・早朝訪問看護加算 ※6 | | 2,100 | 210 | 420 | 630 | |

- ※1 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定します。
- ※4 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合
- ※5 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、2人以上の看護職員が同時にサービス提供を行う場合
- ※6 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービス提供を行う場合

イ 訪問看護管理療養費(1日につき)

ウ 訪問看護情報提供療養費

(単位: 円/回)

| 項 目 | 利用料 | 自己負担額の目安 | | |
|----------------------------------|--------------|------------|------------|------------|
| | | 1割 | 2割 | 3割 |
| イ 訪問看護管理療養費 | | | | |
| 訪問初日 | 7,440 | 744 | 1,488 | 2,232 |
| 2日目以降 | 3,000 | 300 | 600 | 900 |
| 退院時共同指導加算(適応時) | 8,000 | 800 | 1,600 | 2,400 |
| 退院支援指導加算(適応時) | 6,000 | 600 | 1,200 | 1,800 |
| 在宅患者連携指導加算 (適応時/月1回まで) | 3,000 | 300 | 600 | 900 |
| 在宅患者救急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回まで) | 2,000 | 200 | 400 | 600 |
| ウ 訪問看護情報提供療養費(月1回) | 1,500 | 150 | 300 | 450 |

2. その他の費用等について

(1) 保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

| 項 目 | 内 容 | 料 金 (税込) |
|------------|---------------------|-------------|
| 交通費 ※1 | 事業所から片道5km未満 | 1回 200円 |
| | 事業所から片道5kmから10km未満 | 1回 300円 |
| | 事業所から片道10kmから15km未満 | 1回 500円 |
| | 事業所から片道15km以上 | 1回 1,000円 |
| 超過料金 | 1時間30分を超えた時 | 30分毎 2,000円 |
| 休日の訪問料金 | 土曜日の午後、日曜日の訪問 | 1回 2,000円 |
| | 12/29~1/3の訪問 | 1回 4,000円 |
| 外出の同行 | 1時間あたり | 5,000円 |
| 死後のご遺体のお世話 | | 8,000円 |

※1 利用者のお住まいがサービス提供地域以外で、事業者の自動車やバイクを使用した場合。なお、公共交通機関を使用した場合はその実績をご請求いたします。

※2 利用者に体調不良などの正当な理由がある場合はご請求いたしません。

(2) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については利用者のご負担となります。

(3) 利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

以上